

事務連絡  
平成 24 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う  
保険診療の取扱いの期間等について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の発生以降、保険診療や診療報酬の取扱いについては事務連絡で示してきたところであるが、その取扱いの期限等については下記の通りとするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間について（平成 24 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）」は平成 24 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

- 1 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間について（平成 24 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）」の 1、及び 2 に示した保険診療等の取扱いは、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日までの取扱いとする。
- 2 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 2 条第 7 号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（平成 24 年厚生労働省告示第 134 号）」で示した 180 日を超える入院について、選定療養の対象とはしないこととする特例については、平成 24 年 9 月 30 日までの取扱いとな

っていたが、平成 25 年 3 月 31 日までの取扱いにすることを別途告示する。

なお、上記 1 と同様、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみの取扱いとする。

- 3 平成 24 年 9 月 19 日に行われた中央社会保険医療協議会において、委員より、特例措置の利用状況について詳細な調査を行うこと等の指摘があったことを踏まえ、今後、平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについて検討する際の参考とするために、各都道府県厚生（支）局において保険医療機関に対して、利用している措置の状況の詳細等を確認していただくことを予定しているが、詳細については、追って連絡する。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746